

議 事 要 旨

会議の名称	第 29 回彦根市景観審議会
開催日時	令和 5 年(2023 年)12 月 21 日(木) 午後 2 時 00 分～3 時 45 分
開催場所	彦根市役所 5 階 第 2、第 3 委員会室
出席者	彦根市景観審議会 委員 8 名(2 名欠席) 彦根市(事務局) 都市政策部 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室
議題	相談事項：第 1 号 彦根市景観計画の改定(素案)について 第 2 号 彦根市景観条例の一部改正(素案)について 第 3 号 彦根市屋外広告物条例の一部改正(素案)について ・地域区分、許可基準の変更ほか
主な意見等	第 1 号 彦根市景観計画の改定(素案)について ・前回から、写真も多く掲載されており見やすくなっている。 ・第 8 章の市民主体の景観まちづくり活動への支援の取組例で「景観整備機構と連携した町家再生アドバイザーの導入検討」とあるが、対象建物は「町家」に限ってのことか。また、彦根市空き家バンクでは、町家の表記を「家」ではなく「屋」を使用して、城下町にある建物ということで町屋の表記で定義し発信されており、長年活動されて浸透してきていると思うので、城下町の伝統的な建物が対象であるのなら整合させておいた方がよい。 ・色彩基準について、「全色相において彩度 1 未満の場合は、無彩色(N)の明度基準に準じる。」とあるが、色相がグリーン系やブルー系で彩度が 0.8 や 0.9 の少し色味のついたものも可能になるが、これまで特に問題はなかったのか。また、城下町景観形成地域内の数値について、世界遺産登録を目指して景観をよくしていこうということで、値をもう少し低くするという事は考えられるか。 第 2 号 彦根市景観条例の一部改正(素案)について ・景観重要建造物等の管理の方法について、内容はどのようなものか。 第 3 号 彦根市屋外広告物条例の一部改正(素案)について ・投影広告物について、彦根市において実例はあるか。 会議全体を通しての意見 ・誰が見ても彦根市らしいイメージが出来る景観づくりを進めていただきたい。そのための基準や計画はあるか。 ・景観は看板や建築物だけではなく、道路などの公共施設の維持管理や電柱の地中化なども景観にあたると思う。広告物や建築物に限定されているような基準に感じるなので、全体として彦根らしい景観が出来るようにした方がよい。また、細かい部分の基準がない箇所や一般の人にわかりやすい必要があると思うので、施行規則が必要だと思うし、整理した方がよい。

会議の様子

